

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	渡部 文武
登録番号又は法人番号	1 2 0 7 2 7 2 1
所属する単位会	山形県行政書士会
事務所名称	行政書士渡部文武事務所
事務所所在地	山形県南陽市竹原 739 番地の 4
処分年月日	平成 29 年 2 月 14 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利停止を含む）
上記処分をした理由	当該会員によるたび重なる行政書士としての品位に欠ける行為が認められるとの所属支部長からの上申があったため、何度も事情聴取並びに弁明の機会を付与したにもかかわらず、それを拒否して応じなかったことによる。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 10 条 日本行政書士会連合会会則第 62 条第 1 項 山形県行政書士会会則第 50 条 山形県行政書士会会則第 56 条第 1 項 山形県行政書士会会則第 58 条第 1 項第 3 号